

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年9月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第6号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2第4号を次のように改める。

(4) MN特西3号系統

				境谷大橋
			北福西町	340 <sup>円</sup>
		京都明德高校前	340 <sup>円</sup>	340
	三ノ宮街道	340 <sup>円</sup>	380	380
桂駅西口	340 <sup>円</sup>	380	480	480

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(交通局営業推進室)